

# ＜ 介護老人保健施設入所サービス利用料金一覧表 ＞

【介護老人保健施設入所サービス費（日額）】（1割負担） R5.10

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	サービスに係る負担金 ①	848円	923円	988円	1,045円	1,101円
	介護職員処遇改善加算(I) ②	37円	40円	43円	45円	47円
	特定処遇改善加算 ③	21円	22円	24円	25円	26円
	介護職員等へ「スアップ」等支援加算 ④	7円	9円	10円	10円	10円
	サービス提供体制強化加算(II) ⑤	19円				
	夜勤職員配置加算 ⑥	25円				
	栄養マネジメント強化加算 ⑦	12円				
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II) ⑧	47円				
	食費 ⑨	1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）				
	居住費 ⑩	377円				
	日用品費 ⑪	200円（おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）				
	教養娯楽費 ⑫	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）				
	基本料金日額分合計（4・2人部屋） ①～⑫	3,238円	3,319円	3,390円	3,450円	3,509円
利用月額（ひと月30日の場合）	97,140円	99,570円	101,700円	103,500円	105,270円	

\*②・③・④に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

加算料金	初期加算	31円	入所日から30日以内
	短期集中リハビリテーション実施加算	244円	個別のリハビリテーション計画に基づいて短期・集中的にリハビリテーションを実施した場合（入所後3ヶ月以内）
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	244円	認知症の方に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的に短期・集中的なリハビリテーションを実施した場合（入所後3ヶ月以内）
	所定疾患施設療養費	243円	肺炎・尿路感染又は帯状疱疹について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合1月に1回を限度(1回につき7日間を限度)
	所定疾患施設療養費Ⅱ	487円	所定の研修を受けた医師による上記の治療を受けた場合（1回に連続する10日間を限度）
	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	457円	施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合 1回に限り
	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	487円	施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合 1回に限り
	試行的退所時指導加算	406円	1回（試行的な退所を行った場合3回まで）
	退所時情報提供加算	507円	1回に限り
	入退所前連携加算Ⅰ	609円	入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して情報提供、退所後のサービスを提供した場合（1回）
	入退所前連携加算Ⅱ	406円	入所前後に入所者が退所後に利用する居宅サービスの利用方針を定めた場合（1回）
	訪問看護指示加算	305円	1回に限り
	緊急時施設療養費	526円	1日につき（3日を限度）
	口腔衛生管理加算Ⅰ	92円	入所者に対し歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行った場合
	口腔衛生管理加算Ⅱ	112円	上記の加算条件に加え口腔衛生等の計画内容情報を厚生労働省に提出し、適切な実施の為に必要な情報を活用していること（1月）
	経口移行加算	29円	経管栄養の方を対象として原則180日を限度
	経口維持加算Ⅰ	406円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方へ経口維持計画を作成している場合 6月間に限り 1月につき
	経口維持加算Ⅱ	102円	経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合にあつて、会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合 1月につき
	療養食加算	6円	1食3回/日につき（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
	ターミナルケア加算	82円	死亡日以前31日～45日
ターミナルケア加算	163円	死亡日以前4～30日 1日につき	
ターミナルケア加算	832円	死亡日前日及び前々日 1日につき	

ターミナルケア加算	1,674円	死亡日 1日につき
再入所時栄養連携加算	203円	1回に限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算	102円	薬物療法に関する研修を受けた施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所時の内服薬より減少するよう調整した場合（1回）
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円	褥瘡の発生リスクの高い入所者に対し継続的に褥瘡管理を行った場合（1月）
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14円	上記の要件に加えて評価の結果、退所利用者について褥瘡の発生がない場合（1月）
排泄支援加算Ⅰ	11円	排泄に介護を要する入所者に対して排泄に掛かる要介護状態を軽減するよう支援した場合（1月）
安全対策体制加算	21円	外部の研修を受けた担当者が配置された施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合（1月につき）
自立支援促進加算	305円	医師その他の職種が共同し支援計画に従ったケアを実施した場合（1月につき）
科学的介護推進体制加算Ⅰ	41円	入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用した場合（1月につき）
科学的介護推進体制加算Ⅱ	61円	上記の提出する情報に心身、疾病の状況が加わった場合（1月につき）
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	34円	医師、リハビリ担当職員が共同し継続的にリハビリテーションの質を管理した場合（1月につき）

#### 【入所サービスにおける外泊時の料金（日額）】

外泊時施設サービス費	367円	外泊時は外泊初日と最終日以外は上記料金に代えての金額（毎月6日間まで）
------------	------	-------------------------------------

#### 【入所・短期入所療養介護共通その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 450円（2kg くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類） ドライは別途料金
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット 1800円（坊主は 1500円）・パーマ 5000円・毛染め 3500円 髭剃り 500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 社会福祉事業法第2条3項に基づき、利用料の負担が困難な利用者に対しての減免制度があります。
- 食費・居住費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。  
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

# ＜ 短期入所療養介護利用料金一覧表 ＞

【短期入所療養介護（日額）】（1割負担） R5.10

基本料金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	888円	965円	1,029円	1,086円	1,145円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	②	39円	42円	44円	46円	48円
	特定処遇改善加算	③	21円	23円	24円	25円	27円
	介護職員等へ「スアップ」等支援加算	④	9円	9円	10円	10円	11円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	⑤	19円				
	夜勤職員体制	⑥	25円				
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	⑦	47円				
	食費	⑧	1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）				
	滞在費	⑨	377円				
	日用品費	⑩	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）				
	教養娯楽費	⑪	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）				
基本料金合計（4・2人部屋） ①～⑪			3,270円	3,352円	3,420円	3,480円	3,544円

\* ②・③・④に関して、利用単位数に応じて変動がありますので合計額は目安の料金になります。

【難病やがん末期の要介護者などが日帰りで施設を利用する場合の料金】

時間		3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
特定短期入所療養介護費	①	660円	921円	1,287円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	②	19円		
食費	③	1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）		
滞在費	④	377円		
日用品費	⑤	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）		
教養娯楽費	⑥	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）		
基本料金合計（4・2人部屋） ①+②+③+④+⑤+⑥		2,901円	3,162円	3,528円

【短期入所療養介護における加算】

送迎加算	187円	片道
療養食加算	9円	1食3回/日につき（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
緊急時施設療養費	526円	1日につき（3日を限度）
緊急短期入所受入対応加算	92円	1日につき（7日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	244円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

【その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 450円（2kg くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類） ドライは別途料金
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット1800円（坊主は1500円）・パーマ5000円・毛染め3500円 髭剃り500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。  
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／ 長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

# ＜介護予防短期入所療養介護利用料金一覧表＞

【介護予防短期入所療養介護（日額）】（1割負担） R5.10

要介護度		要支援1	要支援2
サービスに係る負担金	①	<b>668円</b>	<b>829円</b>
介護職員処遇改善加算	②	<b>30円</b>	<b>36円</b>
特定処遇改善加算	③	<b>17円</b>	<b>20円</b>
介護職員等へ「スアップ」等支援加算	④	<b>6円</b>	<b>7円</b>
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	⑤	19円	
夜勤職員体制	⑥	25円	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	⑦	47円	
食費	⑧	1,445円（朝410円 昼500円 夕535円）	
滞在費	⑨	377円	
日用品費	⑩	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）	
教養娯楽費	⑪	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）	
基本料金合計 ①～⑩		<b>3,034円</b>	<b>3,205円</b>

\*②・③・④に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

## 【介護予防短期入所療養介護における加算料金】

送迎加算	187円	片道
療養食加算	9円	1食 3回／日につき（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
緊急時施設療養費	526円	1日につき（1月に3日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	244円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

## 【その他の料金】

材料代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき 450円（2kg くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類） ドライは別途料金
電話代	実費	通話料のみ
理美容代	実費	カット1800円（坊主は1500円）・パーマ5000円・毛染め3500円 髭剃り500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。  
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

## (別紙1) 「国が定める利用者負担限度額段階(1段階～4段階)」

### に該当する利用者等の負担額

- 利用者の負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1段階、第2段階、第3段階①、第3段階②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理の方)が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。  
(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。)

利用者負担第1～第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。

<b>利用者負担第1段階</b>	生活保護を受けておられる方
<b>利用者負担第2段階</b>	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1650万円)以下の方
<b>利用者負担第3段階①</b>	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1550万円)以下の方
<b>利用者負担第3段階②</b>	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額120万円超の方 かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1500万円)以下の方
<b>利用者負担第4段階</b>	上記以外の方

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

#### 負担額一覧表(1日当たりの利用料)

	食費	居住費
<b>利用者負担第1段階</b>	300円	0円
<b>利用者負担第2段階</b>	390円 (600円)	370円
<b>利用者負担第3段階①</b>	650円 (1000円)	370円
<b>利用者負担第3段階②</b>	1360円 (1300円)	370円
<b>利用者負担第4段階</b>	1445円	377円

※短期入所療養介護(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は( )内の金額

# ＜ 介護老人保健施設入所サービス利用料金一覧表 ＞

【介護老人保健施設入所サービス費（日額）】（2割負担） R5.10

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	サービスに係る負担金 ①	1,696円	1,846円	1,976円	2,089円	2,201円
	介護職員処遇改善加算(I) ②	73円	79円	85円	90円	94円
	特定処遇改善加算 ③	41円	43円	47円	49円	51円
	介護職員等へ「スアツ」等支援加算 ④	14円	17円	19円	19円	19円
	サービス提供体制強化加算(II) ⑤			37円		
	夜勤職員配置加算 ⑥			49円		
	栄養マネジメント強化加算 ⑦			23円		
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II) ⑧			94円		
	食費 ⑨		1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）			
	居住費 ⑩		377円			
	日用品費 ⑪		200円（おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）			
	教養娯楽費 ⑫		200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）			
	基本料金日額分合計（4・2人部屋） ①～⑫		4,249円	4,410円	4,552円	4,672円
利用月額（ひと月30日の場合）		127,470円	132,300円	136,560円	140,160円	143,700円

\*②・③・④に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

加算料金	初期加算	61円	入所日から30日以内
	短期集中リハビリテーション実施加算	487円	個別のリハビリテーション計画に基づいて短期・集中的にリハビリテーションを実施した場合（入所後3ヶ月以内）
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	487円	認知症の方に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的に短期・集中的なリハビリテーションを実施した場合（入所後3ヶ月以内）
	所定疾患施設療養費	485円	肺炎・尿路感染又は帯状疱疹について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合1月に1回を限度(1回につき7日間を限度)
	所定疾患施設療養費Ⅱ	974円	所定の研修を受けた医師による上記の治療を受けた場合（1回に連続する10日間を限度）
	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	913円	施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合 1回に限り
	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	974円	施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合 1回に限り
	試行的退所時指導加算	812円	1回（試行的な退所を行った場合3回まで）
	退所時情報提供加算	1,014円	1回に限り
	入退所前連携加算Ⅰ	1,217円	入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して情報提供、退所後のサービスを提供した場合（1回）
	入退所前連携加算Ⅱ	806円	入所前後に入所者が退所後に利用する居宅サービスの利用方針を定めた場合（1回）
	訪問看護指示加算	607円	1回に限り
	緊急時施設療養費	1,051円	1日につき（3日を限度）
	口腔衛生管理加算Ⅰ	183円	入所者に対し歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行った場合
	口腔衛生管理加算Ⅱ	223円	上記の加算条件に加え口腔衛生等の計画内容情報を厚生労働省に提出し、適切な実施の為に必要な情報を活用していること（1月）
	経口移行加算	57円	経管栄養の方を対象として原則180日を限度
	経口維持加算Ⅰ	812円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方へ経口維持計画を作成している場合 6月間に限り 1月につき
	経口維持加算Ⅱ	203円	経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合にあつて、会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合 1月につき
	療養食加算	12円	1食3回/日につき（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
	ターミナルケア加算	163円	死亡日以前31日～45日
ターミナルケア加算	325円	死亡日以前4～30日 1日につき	
ターミナルケア加算	1,663円	死亡日前日及び前々日 1日につき	

ターミナルケア加算	3,347円	死亡日 1日につき
再入所時栄養連携加算	406円	1回に限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算	203円	薬物療法に関する研修を受けた施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所時の内服薬より減少するよう調整した場合（1回）
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	6円	褥瘡の発生リスクの高い入所者に対し継続的に褥瘡管理を行った場合（1月）
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	27円	上記の要件に加えて評価の結果、退所利用者について褥瘡の発生がない場合（1月）
排泄支援加算Ⅰ	21円	排泄に介護を要する入所者に対して排泄に掛かる要介護状態を軽減するよう支援した場合（1月）
安全対策体制加算	41円	外部の研修を受けた担当者が配置された施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合（1月につき）
自立支援促進加算	609円	医師その他の職種が共同し支援計画に従ったケアを実施した場合（1月につき）
科学的介護推進体制加算Ⅰ	81円	入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用した場合（1月につき）
科学的介護推進体制加算Ⅱ	122円	上記の提出する情報に心身、疾病の状況が加わった場合（1月につき）
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	67円	医師、リハビリ担当職員が共同し継続的にリハビリテーションの質を管理した場合（1月につき）

#### 【入所サービスにおける外泊時の料金（日額）】

外泊時施設サービス費	734円	外泊時は外泊初日と最終日以外は上記料金に代えての金額（毎月6日間まで）
------------	------	-------------------------------------

#### 【入所・短期入所療養介護共通その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 450円（2kg くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類） ドライは別途料金
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット 1800円（坊主は 1500円）・パーマ 5000円・毛染め 3500円 髭剃り 500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 社会福祉事業法第2条3項に基づき、利用料の負担が困難な利用者に対しての減免制度があります。
- 食費・居住費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。  
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

# ＜ 短期入所療養介護利用料金一覧表 ＞

【短期入所療養介護（日額）】（2割負担） R5.10

基本料金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	1,775円	1,929円	2,057円	2,172円	2,290円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	②	77円	83円	88円	92円	96円
	特定処遇改善加算	③	41円	45円	47円	49円	53円
	介護職員等へ「スアップ」等支援加算	④	17円	17円	19円	19円	21円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	⑤	37円				
	夜勤職員体制	⑥	49円				
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	⑦	94円				
	食費	⑧	1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）				
	滞在費	⑨	377円				
	日用品費	⑩	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）				
	教養娯楽費	⑪	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）				
基本料金合計（4・2人部屋） ①～⑪			4,312円	4,476円	4,613円	4,734円	4,862円

\*②・③・④は利用単位数に応じて変動がありますので合計額は目安の料金になります。

【難病やがん末期の要介護者などが日帰りで施設を利用する場合の料金】

時間		3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
特定短期入所療養介護費	①	1,319円	1,842円	2,574円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	②	37円		
食費	③	1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）		
滞在費	④	377円		
日用品費	⑤	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）		
教養娯楽費	⑥	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）		
基本料金合計（4・2人部屋） ① ②+③+④+⑤+⑥		3,578円	4,101円	4,833円

【短期入所療養介護における加算】

送迎加算	373円	片道
療養食加算	17円	1食3回/日につき（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
緊急時施設療養費	1,051円	1日につき（3日を限度）
緊急短期入所受入対応加算	183	1日につき（7日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	487円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

【その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 450円（2kg くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類） ドライは別途料金
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット1800円（坊主は1500円）・パーマ5000円・毛染め3500円 髭剃り500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。  
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／ 長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498



# ＜介護予防短期入所療養介護利用料金一覧表＞

【介護予防短期入所療養介護（日額）】（2割負担） R5.10

要介護度		要支援1	要支援2
サービスに係る負担金	①	<b>1,335円</b>	<b>1,657円</b>
介護職員処遇改善加算	②	<b>59円</b>	<b>71円</b>
特定処遇改善加算	③	<b>33円</b>	<b>39円</b>
介護職員等ベースアップ等支援加算	④	<b>12円</b>	<b>14円</b>
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	⑤	37円	
夜勤職員体制	⑥	49円	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	⑦	94円	
食費	⑧	1,445円（朝410円 昼500円 夕535円）	
滞在費	⑨	377円	
日用品費	⑩	200円（おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）	
教養娯楽費	⑪	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）	
基本料金合計 ①～⑪		<b>3,841円</b>	<b>4,183円</b>

\*②・③・④に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

## 【介護予防短期入所療養介護における加算料金】

送迎加算	373円	片道
療養食加算	17円	1食 3回／日につき（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
緊急時施設療養費	1,051円	1日につき（1月に3日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	487円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

## 【その他の料金】

材料代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき 450円（2kg くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類） ドライは別途料金
電話代	実費	通話料のみ
理美容代	実費	カット1800円（坊主は1500円）・パーマ5000円・毛染め3500円 髭剃り500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。  
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

## (別紙1) 「国が定める利用者負担限度額段階(1段階～4段階)」

### に該当する利用者等の負担額

- 利用者の負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1段階、第2段階、第3段階①、第3段階②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理の方)が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。  
(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。)

利用者負担第1～第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。

<b>利用者負担第1段階</b>	生活保護を受けておられる方
<b>利用者負担第2段階</b>	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1650万円)以下の方
<b>利用者負担第3段階①</b>	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1550万円)以下の方
<b>利用者負担第3段階②</b>	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額120万円超の方 かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1500万円)以下の方
<b>利用者負担第4段階</b>	上記以外の方

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

#### 負担額一覧表(1日当たりの利用料)

	食費	居住費
<b>利用者負担第1段階</b>	300円	0円
<b>利用者負担第2段階</b>	390円 (600円)	370円
<b>利用者負担第3段階①</b>	650円 (1000円)	370円
<b>利用者負担第3段階②</b>	1360円 (1300円)	370円
<b>利用者負担第4段階</b>	1445円	377円

※短期入所療養介護(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は( )内の金額

# ＜ 介護老人保健施設入所サービス利用料金一覧表 ＞

【介護老人保健施設入所サービス費（日額）】（3割負担） R5.10

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	サービスに係る負担金 ①	2,544円	2,769円	2,963円	3,134円	3,301円
	介護職員処遇改善加算(I) ②	110円	119円	128円	134円	140円
	特定処遇改善加算 ③	61円	64円	70円	73円	76円
	介護職員等へ「スアップ」等支援加算 ④	21円	25円	28円	28円	28円
	サービス提供体制強化加算(II) ⑤	55円				
	夜勤職員配置加算 ⑥	73円				
	栄養マネジメント強化加算 ⑦	34円				
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II) ⑧	140				
	食費 ⑨	1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）				
	居住費 ⑩	377円				
	日用品費 ⑪	200円（おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）				
	教養娯楽費 ⑫	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）				
基本料金日額分合計（4・2人部屋） ①～⑫		5,260円	5,528円	5,713円	5,893円	6,069円
利用月額（ひと月30日の場合）		157,800円	165,840円	171,390円	176,790円	182,070円

\*②・③・④に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

加算料金	初期加算	92円	入所日から30日以内
	短期集中リハビリテーション実施加算	730円	個別のリハビリテーション計画に基づいて短期・集中的にリハビリテーションを実施した場合（入所後3ヶ月以内）
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	730円	認知症の方に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的に短期・集中的なリハビリテーションを実施した場合（入所後3ヶ月以内）
	所定疾患施設療養費	727円	肺炎・尿路感染又は帯状疱疹について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合1月に1回を限度(1回につき7日間を限度)
	所定疾患施設療養費Ⅱ	1,461円	所定の研修を受けた医師による上記の治療を受けた場合（1回に連続する10日間を限度）
	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	1,369円	施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合 1回に限り
	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	1,461円	施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合 1回に限り
	試行的退所時指導加算	1,217円	1回（試行的な退所を行った場合3回まで）
	退所時情報提供加算	1,521円	1回に限り
	入退所前連携加算Ⅰ	1,862円	入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して情報提供、退所後のサービスを提供した場合（1回）
	入退所前連携加算Ⅱ	1,217円	入所前後に入所者が退所後に利用する居宅サービスの利用方針を定めた場合（1回）
	訪問看護指示加算	913円	1回に限り
	緊急時施設療養費	1576円	1日につき（3日を限度）
	口腔衛生管理加算Ⅰ	274円	入所者に対し歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行った場合
	口腔衛生管理加算Ⅱ	335円	上記の加算条件に加え口腔衛生等の計画内容情報を厚生労働省に提出し、適切な実施の為に必要な情報を活用していること（1月）
	経口移行加算	85円	経管栄養の方を対象として原則180日を限度
	経口維持加算Ⅰ	1,217円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方へ経口維持計画を作成している場合 6月間に限り 1月につき
	経口維持加算Ⅱ	305円	経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合 1月につき
	療養食加算	18円	1食3回/日につき（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
	ターミナルケア加算	244円	死亡日以前31日～45日
ターミナルケア加算	487円	死亡日以前4～30日 1日につき	
ターミナルケア加算	2,495円	死亡日前日及び前々日 1日につき	

ターミナルケア加算	5,020円	死亡日 1日につき
再入所時栄養連携加算	609円	1回に限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算	305円	薬物療法に関する研修を受けた施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所時の内服薬より減少するよう調整した場合（1回）
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	9円	褥瘡の発生リスクの高い入所者に対し継続的に褥瘡管理を行った場合（1月）
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	40円	上記の要件に加えて評価の結果、退所利用者について褥瘡の発生がない場合（1月）
排泄支援加算Ⅰ	31円	排泄に介護を要する入所者に対して排泄に掛かる要介護状態を軽減するよう支援した場合（1月）
安全対策体制加算	61円	外部の研修を受けた担当者が配置された施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合（1月につき）
自立支援促進加算	913円	医師その他の職種が共同し支援計画に従ったケアを実施した場合（1月につき）
科学的介護推進体制加算Ⅰ	122円	入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用した場合（1月につき）
科学的介護推進体制加算Ⅱ	183円	上記の提出する情報に心身、疾病の状況が加わった場合（1月につき）
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	101円	医師、リハビリ担当職員が共同し継続的にリハビリテーションの質を管理した場合（1月につき）

#### 【入所サービスにおける外泊時の料金（日額）】

外泊時施設サービス費	1,101円	外泊時は外泊初日と最終日以外は上記料金に代えての金額（毎月6日間まで）
------------	--------	-------------------------------------

#### 【入所・短期入所療養介護共通その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 450円（2kg くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類） ドライは別途料金
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット1800円（坊主は1500円）・パーマ5000円・毛染め3500円 髭剃り500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 社会福祉事業法第2条3項に基づき、利用料の負担が困難な利用者に対しての減免制度があります。
- 食費・居住費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。  
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

## ＜ 短期入所療養介護利用料金一覧表 ＞

【短期入所療養介護（日額）】（3割負担） R5.10

基本料金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	2,662円	2,893円	3,085円	3,258円	3,435円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	②	111円	120円	129円	135円	141円
	特定処遇改善加算	③	60円	63円	69円	72円	75円
	介護職員等へ「スアツ」等支援加算	④	21円	24円	27円	27円	27円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	⑤	55円				
	夜勤職員体制	⑥	73円				
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	⑦	140円				
	食費	⑧	1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）				
	滞在費	⑨	377円				
	日用品費	⑩	200円（おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）				
教養娯楽費	⑪	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）					
基本料金合計（4・2人部屋） ①～⑩			5,354円	5,600円	5,804円	5,986円	6,178円

\*②・③の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に関して、利用単位数に応じて変動がありますので合計額は目安の料金になります。

【難病やがん末期の要介護者などが日帰りで施設を利用する場合の料金】

時間		3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
特定短期入所療養介護費	①	1,978円	2,763円	3,861円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	②	55円		
食費	③	1,445円（朝410円 昼500円 タ535円）		
滞在費	④	377円		
日用品費	⑤	200円（おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）		
教養娯楽費	⑥	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）		
基本料金合計（4・2人部屋） ① ②+③+④+⑤+⑥		4,255円	5,040円	6,138円

【短期入所療養介護における加算】

送迎加算	560円	片道
療養食加算	25円	1食3回/日につき（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
緊急時施設療養費	1576円	1日につき（3日を限度）
緊急短期入所受入対応加算	274円	1日につき（7日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	730円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

【その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 450円（2kg くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類） ドライは別途料金
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット1800円（坊主は1500円）・パーマ5000円・毛染め3500円 髭剃り500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。  
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

# ＜介護予防短期入所療養介護利用料金一覧表＞

【介護予防短期入所療養介護（日額）】（3割負担） R5.10

要介護度		要支援1	要支援2
サービスに係る負担金	①	<b>2,002円</b>	<b>2,486円</b>
介護職員処遇改善加算	②	<b>89円</b>	<b>107円</b>
特定処遇改善加算	③	<b>49円</b>	<b>58円</b>
介護職員等へ「スアップ」等支援加算	④	<b>18円</b>	<b>21円</b>
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	⑤	55円	
夜勤職員体制	⑥	73円	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	⑦	140円	
食費	⑧	1,445円（朝410円 昼500円 夕535円）	
滞在費	⑨	377円	
日用品費	⑩	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）	
教養娯楽費	⑪	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）	
基本料金合計 ①～⑩		<b>4,648円</b>	<b>5,162円</b>

\*②・③・④に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

## 【介護予防短期入所療養介護における加算料金】

送迎加算	560円	片道
療養食加算	25円	1食 3回/日につき（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
緊急時施設療養費	1576円	1日につき（1月に3日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	730円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

## 【その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 450円（2kg くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類） ドライは別途料金
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット1800円（坊主は1500円）・パーマ5000円・毛染め3500円 髭剃り500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。  
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／ 長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

## (別紙1) 「国が定める利用者負担限度額段階(1段階～4段階)」

### に該当する利用者等の負担額

- 利用者の負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1段階、第2段階、第3段階①、第3段階②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理の方)が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。  
(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。)

利用者負担第1～第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。

<b>利用者負担第1段階</b>	生活保護を受けておられる方
<b>利用者負担第2段階</b>	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1650万円)以下の方
<b>利用者負担第3段階①</b>	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1550万円)以下の方
<b>利用者負担第3段階②</b>	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額120万円超の方 かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1500万円)以下の方
<b>利用者負担第4段階</b>	上記以外の方

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

#### 負担額一覧表(1日当たりの利用料)

	食費	居住費
<b>利用者負担第1段階</b>	300円	0円
<b>利用者負担第2段階</b>	390円 (600円)	370円
<b>利用者負担第3段階①</b>	650円 (1000円)	370円
<b>利用者負担第3段階②</b>	1360円 (1300円)	370円
<b>利用者負担第4段階</b>	1445円	377円

※短期入所療養介護(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は( )内の金額